

三菱広島徴用工訴訟控訴審判決

(釜山高等法院 2009年2月3日判決)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

- 【原告・控訴人】 亡訴外A訴訟受継人原告A外4名
(訴訟代理人法務法人三一外2名)
- 【被告、被控訴人】 三菱重工業株式会社 (訴訟代理人弁護士ユ・サンスン)
- 【第1審判決】 釜山地方法院2007年2月2日宣告
2000가합7960判決
- 【弁論終結】 2008年12月30日

【主文】

- 1 原告らの控訴をすべて棄却する。
- 2 控訴費用は原告らの負担とする。

【請求趣旨及び控訴の趣旨】

第1審判決を取消す。

被告は原告らに各1億100万ウォン及びこれに対する本件訴状副本送達の翌日から支払済みまで年25%の割合による金員を支払え

【理由】

1 基礎事実

次の事実は、当事者の間に争いがなく、又は甲1、2、3号証の各1、2、3、5、6、甲4号証の1、2、3、4、5、甲11、12号証、甲13ないし19号証の各1、2、3、甲20号証の1、2、甲21号証の3ないし16、甲25号証の1、2、乙1、9、10、11、12号証、乙13、14、15号証の各1、2の各記載と第1審の第1審共同原告Dに対する本人尋問の結果に弁論の全趣旨を総合して認定される。

ア 日本の韓半島侵略と太平洋戦争などの勃発

(1) 日本は1910年8月22日に大韓帝国との間に韓日合併条約を締結し、朝鮮総督府を通じて韓半島を支配した。

(2) (ア) 日本は1931年に満州事変、1937年に日中戦争を引き起こして次第に戦時体制に入り、1941年12月8日には太平洋戦争まで引き起こした。

(イ) 日本はこれらの戦争により人力及び物資が不足すると、1939年7月8日「国家総動員法(1938年4月1法律第55号)」に基づく「国民徴用令(勅令第451号)」を制定し(ただし、韓半島などの外地には1943年の勅令第600号によって同年10月1日から実際に適用された)、航空機部品及び製鉄溶鉱炉製造者、船舶修理工など特殊技能を持つ韓半島居住の韓国人を日本に移住させる政策を積極的に

推進し（初期には韓国人らの反発を憂慮して労務動員計画に基づく募集形式として実施された）、人力及び物資の不足が継続すると、太平洋戦争が最高潮に達する時期の1944年8月8日の閣議で「半島人労務者の移入に関する件」が決議され、特殊技能の保有の有無にかかわらず一般韓国人を対象にする国民徴用令が韓半島にも適用されることになった。

（ウ）国民徴用令（第18条）によれば被徴用者は彼らを使用した事業主らから給与の支払いを受けることとなっていた。

イ 亡訴外A、原告B、C、D、Eの強制徴用など

（1）亡訴外A（以下「亡人」という）と原告B、C、D、E（以下これらを合わせて呼ぶ時には「原告ら」という）は1923年から1926年の間に韓半島で出生した韓国人であるが、国民徴用令により亡人は1944年9月20日頃居住地の京畿道平澤郡浦升面新榮里、原告Bは1944年9月頃居住地の京畿道安城郡元谷面聖住里、原告Cは1944年9月頃居住地の京畿道安城郡元谷面盤諸里、原告Dは1944年8月頃居住地の京城府中区南米倉町、原告Eは1944年10月頃居住地の京城府龍山区青坡洞で各々徴用令書を受け取った。

（2）各自の住居地付近で他の被徴用者らと集結し、彼らと共に列車で釜山、更に関釜連絡船で日本の下関港に到着し、そこから列車で三菱重工業株式会社（以下「従前会社」という）が所在する広島に行った。

（3）原告らは従前会社が運営する機械製作所及び造船所等に労務者として配置され、亡人は機械製作所鑄鉄工場、原告Bは銅管工場、原告Cは造船所倉庫、原告D及び原告Eは造船所第3工場配管部に各々配置され、資材の運搬、銅管曲げ等の労働をしたが、これらの移送及び配置等の過程は日本の軍人及び警察、従前会社担当者の統制下で行われた。

（4）その後原告らは各自の作業場で月2回の休日を除き毎日朝8時から夕方6時まで鉄板切断、銅管曲げ、配管作業等に従事し、一日の作業を終えると従前会社が設置した寮に戻って食事をとり宿泊したが、食事の量や質は著しく不十分であり、宿舎も12畳程度の狭い部屋に10～12人の被徴用工らが共に生活するものであった。

また宿舎周辺には鉄条網が張りめぐらされ、勤務時間中はもとより休日にも憲兵、警察らによる厳重な監視が行われ、自由がほとんどなく、韓半島に残した家族との手紙のやり取りも事前検閲によって内容が制限された。原告らは従前会社から前月21日から当月20日までの出勤日数を基準として当月28日に月給の支払いを受けたが、月給として支払われる金は日本貨幣で亡人は月20円程度、原告Bは月23～24円程度、原告

Cは月35円程度、原告Dは月30円程度であった。

ウ 原子爆弾の投下と原告らの帰国

(1) 1945年8月6日の広島原子爆弾投下により従前会社の機械製作所及び造船所等が破壊されて作業が中断し、日本は1945年8月15日に米国をはじめとする連合国に降伏を宣言して太平洋戦争は終戦となった。

(2) 原子爆弾投下時の避難の過程で亡人は鉄破片に当たり顎部分の肉がそげ落ちた状態で1945年9月13日頃下関から密航船に乗り、原告Bは特別な負傷がない状態で1945年10月博多から密航船に乗り、原告Cはガラスの破片に当たって手足に傷を負った状態で1945年9月頃博多から国連軍が用意した帰国船に乗り、原告Dは特別な負傷がない状態で1945年8月30日頃下関から関釜連絡船に乗り、原告Eは特別な負傷がない状態で1945年10月20日頃下関から密航船に乗り、各々帰国した。

(3) 原告らは帰国後も強制徴用以前に通っていた職場を失う等従前の生活に適応できないまま社会的・経済的困難を経験したのみならず、被爆による後遺症により最近まで全身の倦怠感、呼吸困難、皮膚疾患、視力減退等の各種の身体的障害に苛まれてきた。

エ 太平洋戦争終戦後の状況

(1) 対日平和条約の締結

太平洋戦争が終戦となった後の1951年9月8日、米国サンフランシスコで米国、英国等を含む連合国と日本国は戦後賠償問題を解決するため対日平和条約を締結したが、上記条約第4条(a)は「大韓民国を含む上記条約第2条に掲げる地域にある日本国及びその国民の財産、並びに上記地域の統治当局及びその国民に対する請求権と日本国に存在する上記地域の統治当局及びその国民所有の財産、そして上記地域の統治当局及びその国民の日本国及び日本国国民に対する請求権の処理は日本国と上記地域の統治当局間の特別取極の主題とする」と定めた。

(2) 大韓民国と日本国間の国交正常化のための条約と付属協定の締結

対日平和条約第4条(a)の規定の趣旨に従い、1951年末頃から大韓民国政府と日本国政府の間に国交正常化及び戦後補償問題が議論され始め、ついに1965年6月22日、「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と、その付属協定の一つとして「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(以下「請求権協定」という)が締結されたが、請求権協定は第1条で「日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し2

億ドルの借款を行うこととする」と定めるとともに第2条で次のように定めた。

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。

2 本条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

（a）一方の締約国の国民で1945年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

（b）一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいったもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に関係する他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

また、請求権協定に対する合意議事録（I）は、上記第2条に関して次のように定めている。

（a）「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。

（e）同条3により執られる措置は、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。

（g）同条1にいう完全にかつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることを確認した。

そして、上記合意議事録に指摘されている対日請求8項目は「①1909年から1945年までの間に日本が朝鮮銀行を通じて韓国から搬出した地金及び地銀の返還請求、②1945年8月9日現在及びその後の日本の対朝鮮総督府債務の弁済請求、③1945年8月9日以後韓国から振替又は送金された金員の返還請求、④1945年8月9日現在韓国に本店、本社又は主たる事務所がある法人の在日財産の返還請求、⑤韓国法人又は韓国自然人の日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他請求権の弁済請求ⁱ⑥韓国人の日本国又は日本人に対する請求として①から⑤に含まれないものは韓日会談成立後に個別的に行使しうることを認めること、⑦前記諸財産又は請求権から生じた果実の返還請求、⑧前記の返還及び決済は協定成立後即時に開始し遅くとも6ヶ月以内に完了すること」等である。

(3) 請求権協定による後続措置

(ア) 請求権協定の締結にともない日本では1965年12月17日「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第2条の実施にともなう大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」ⁱⁱ (法律第144号。以下「財産権措置法」という)を制定・施行した。

(イ) 一方大韓民国は請求権協定によって支給される資金の使用に関する基本的事項を定めるために1966年2月19日「請求権資金の運用及び管理に関する法律」ⁱⁱⁱを制定し、続いて1971年1月19日「対日民間請求権申告に関する法律」^{iv}を制定して10ヶ月間国民の対日請求権申告を受付けた結果、合計109,540件の申告を受付け、上記の申告分に対する実際の補償を執行するために1974年12月21日、「対日民間請求権補償に関する法律」を制定して1975年7月1日から1977年6月30日までの間に合計83,519件に対し合計9,187,693,000ウォンの補償金を支給し、上記の各法律は1982年12月31日に全て廃止された。

ところで前記の法律は強制徴用被害者のうち死亡者に対する補償だけを規定したものであるから、原告らは現在までいかなる補償も受けられずにいる。

(ウ) 原告B、C、D、Eらは、外交通商部長官に対して提起した情報公開拒否処分取消訴訟(ソウル行政法院2002구합33943)において2004年2月13日に勝訴判決の宣告を受け(外交通商部長官の控訴取り下げで第1審判決がそのまま確定した)、これに従って大韓民国政府は請求権協定に関する一部文書を公開し、2005年8月26日、

「韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会」（以下「民官共同委員会」という）を開催して、「日本軍慰安婦問題などの国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定により解決されたものとみることができず、日本政府の法的責任が残っている」という趣旨の公式意見を表明し、2006年9月25日、日本の「国家総動員法」の制定以来軍人・軍属・労務者などとして強制動員され、その期間中に死亡または行方不明になり、若しくは負傷による障害を負った人や労務提供の対価として日本国及び日本企業から支給を受けるべき給料などを支給されなかった人又はその遺族に慰労金を支給することを内容とする「日帝強占下強制動員犠牲者等支援に関する法律（案）」を国会に提出した。^v

イ 従前会社の解散と被告の設立

(1) 従前会社は日本の敗戦後、日本国内の連合国最高司令部（GHQ）の財閥解体政策に従うと同時に、敗戦によって日本企業が負担することとなる莫大な金額の賠償及び労務者に対する未払賃金債務等の解決のために制定された「会社経理応急措置法（1946年法律第7号）」上の特別経理会社、「企業再建整備法（1946年法律第40号）」上の特別経理株式会社に指定され、1949年7月4日に企業再建整備法による再建整備計画の認可申請を行い、1949年11月3日に申請内容通りに主務大臣の認可を受けた。

(2) (ア) 従前会社は1950年1月11日にその再建整備計画にしたがって解散することとし、同日従前会社の現物出資等により企業再建整備法上の新会社である中日本重工業株式会社（商号が1952年5月29日に新三菱重工業株式会社に、1964年6月1日に三菱重工業株式会社に変更された。以下「中日本重工業」という）、東日本重工業株式会社（商号が1952年6月1日に三菱日本重工業株式会社に変更された）、西日本重工業株式会社（商号が1952年5月27日に三菱造船株式会社に変更された）の3社（以下新たに設立された3社を合わせて「第二会社」という）が設立された。その後中日本重工業株式会社（但し当時の商号はすでに三菱重工業株式会社に変更されていた）が1964年6月30日に残りの2社を吸収合併することにより第二会社が現在の被告となった。

(イ) 従前会社の従業員らは職位・給料に異同なく、従前会社での在職期間を通算して退職金を算定することとして第二会社に承継され、第二会社の初代社長は全員従前会社の常務取締役らが就任した。

(ウ) 一方、前記のような経緯で清算会社になった従前会社は、1957年3月25日に設立された菱重株式会社に吸収合併され、1957年

10月31日に解散した。

(3) 「会社経理応急措置法」は「特別経理会社に該当する場合、その会社は指定時（1946年8月11日午前零時をいう。第1条第1号）に新勘定と旧勘定を設け（第7条第1項）、財産目録上の動産、不動産、債権その他の財産は「会社の目的たる現に行っている事業の継続及び戦後産業の回復振興に必要なもの」に限って指定時に新勘定に所属させ、その他は原則的に指定時に旧勘定に所属させ（第7条第2項）、指定時以前の原因に基いて生じた収入及び支出は旧勘定の収入及び支出として経理処理し（第11条第1、2項）、旧債権に対しては弁済等の消滅行為を禁止するが、例外的に弁済を認める場合にも旧勘定として弁済せねばならず、新勘定として弁済する場合は特別管理人の承認等一定の要件を備えた場合に一定の金額の限度においてのみ可能（第14条）」であると規定している。

ウ 日本での訴訟経過と亡人の死亡

(1) 原告らは日本国広島地方裁判所に被告等に対して^{vi}従前会社の強制徴用等国際法違反及び不法行為等を理由とした損害賠償金（1人当たり1,100万円）と強制労働期間に支払を受けることができなかった賃金等を現在の価値に換算した金額（その金額は亡人が99,014円、原告Bが96,056円、原告Cが68,424円、原告D、原告Eが各59,512円である）の支払を求める訴訟を提起し（1995（ワ）2158、1996（ワ）1162、1998（ワ）649）、1999年3月25日請求棄却判決を宣告され、広島高等裁判所に控訴（1999（ネ）206）したが、2005年1月19日控訴棄却判決を宣告され、上告審の最高裁判所（2005（オ）1691）でも2007年11月1日上告棄却されて上記判決は確定した（以下「従前訴訟」という）。

(2) ところで原告らは広島地方裁判所で従前訴訟の第1審判決を言い渡された後の2000年5月1日、大韓民国の裁判所に本件の訴訟を提起した。

(3) 亡人は本件訴訟が第1審裁判所で係属中であった2001年2月24日に死亡し、その相続人ら（Z1, Z2, 原告A, Z3, Z4, Z5, Z6）は原告Aが亡人の被告に対する本件請求権を単独相続する旨の相続財産分割協議を行い、原告Aが亡人の訴訟手続を受継した。

2 原告の主張

ア 従前会社の違法行為による損害賠償請求

(1) 強制連行と強制労働

従前会社は労働力確保という目的の下、日本国の韓半島侵略に便乗し、

従前会社担当者を韓半島に派遣、原告らを広島に強制連行した後、前述のとおり自由を抑圧し、十分な食事を提供しないなど原告らを排他的・独占的支配下に置いて、あたかも奴隷のように扱いながら強制労働に従事させたが、これは逮捕・監禁・強要など反人道的な犯罪行為を構成する。

(2) 原子爆弾投下後の救護措置の不履行

従前会社は、前述のとおり1944年8月6日に広島に原子爆弾が投下され、原告が勤めていた機械製作所や造船所が破壊されると、日本人従業員らに対しては救護措置を取ったが、韓国人の原告らについては適当な避難場所や食糧を提供するなどの何らの救護措置を取らず、被ばく状態のまま放置した。

むしろ従前会社は原告らがこれまで収容されていた寮から退去することを放置することにより、遠く韓半島から強制徴用された原告らを生死の境に追いやった。

(3) 安全帰国義務違反

従前会社は原告ら被徴用者の強制労働によって莫大な利益を得ており、国民徴用令による徴用事由が終了したときは、被徴用者らに旅費を支給するなど原告らが安全に帰国できるように措置を取るべき義務がある。

それにもかかわらず、従前会社は原告らを韓半島に安全に帰国させるためのいかなる措置も取らず、原告らが自ら費用を用意して密航船などを乗って危険な方法で帰国するしかなかった。

(4) 従前会社のこのような行為は①奴隷制を禁止する国際慣習法と1930年に締結された強制労働の廃止を規定した国際労働機構（ILO）第29号条約に違反するのみならず、ニュールンベルグ（N u r n b e r g）国際軍事裁判所条例及び当該裁判所の判決によって承認された国際法の諸原則、つまり戦争犯罪および人道に対する罪に該当し、不法行為を構成し、②民法第750条所定の不法行為に該当する。

イ 未払賃金等請求

原告らと従前会社の間には勤労契約関係が成立した。従前会社は①原告らに強制労働をさせ、「約定の月給の半分を韓半島に残る家族に直接送金する」と約束したにもかかわらずこれを全く履行せず、②原告らに直接支給していた月給から国民貯金名目で控除していた金員を強制徴用事由が終了した後も原告に返還せず、③原告らに直接支給していた月給も1945年6月21日以降は支給しなかった。

その具体的な内訳は⑦送金約束相当額（当時厚生年金法規定の平均賃金から寮費と食費の合計13円及び被保険者負担の保険料を差し引いた額×1/2×稼働月数）、⑧国民貯金相当額（最少50円）、⑨1945年6月21

日から1945年8月31日までの賃金相当額（当時の厚生年金法規定の平均賃金から寮費と食費の合計13円及び被保険者負担の保険料を差し引いた額×1/2×2.33ヵ月）であるところ、上記金員をその間の物価上昇率と為替レートなどを考慮し、現在の価値（ウォン貨）に換算すると、少なくとも100万ウォンを超える。

ウ 従前会社と被告の同一性

従前会社と被告は外形上別の法人格を持った会社に見えるが、第二会社が従前会社の営業を継続する目的で設立され、その過程で人的・物的組織をそのまま承継しただけでなく、第二会社の初代社長がすべて従前会社の常務取締役であった点、被告が従前会社の商号と商標をそのまま使用している点、被告が従前会社と同一性があるという前提下に従前会社の歴史も被告の歴史とみなし広報している点、被告のような系列社の経営者たちの集まりである「金曜会」が定期的で開催されている点、被告が1968年1月と1974年8月に原告D等から未払賃金などの請求を受け、交渉を拒否したり従前会社とは別の会社であるという主張を展開したことがない点などに照らしてみると、被告は、従前会社と実質的に同一会社として従前会社の原告らに対する債務を継承した。

エ 被告の責任

したがって、被告は原告らに各従前会社の①不法行為による慰謝料として1億ウォン、②未払賃金などとして100万ウォンなど計1億100万ウォン及びこれに対する遅延損害金を支払う義務がある。

3 国際裁判管轄に関する判断

ア 被告の主張

国際私法附則第2条は「この法の施行（2001年7月1日）以前に生じた事項に対しては従前の涉外私法による」と規定しているが、従前の涉外私法には国際裁判管轄について何ら規定がなく、これと関連した条約や一般的に承認された国際法規も存在しない以上、涉外的な事件に関する国内裁判所の裁判管轄を認めるか否かは訴訟当事者の公平、裁判の適正、迅速を図るという基本理念に従って条理により決定している。ところで原告らが日本で従前訴訟を提起して証拠調査をすべて終えた後敗訴判決を宣告され確定しており、被告は大韓民国に支店や営業所がなく、本件の訴訟の請求原因事実がすべて日本で起きて大韓民国とは実質的関連性もないところ、日本法人の被告が大韓民国の裁判所で従前訴訟と同じ内容の訴訟を繰返させるのは前記の基本理念に反する。このため、本訴は裁判管轄権がない大韓民国の裁判所に提起されたものであって違法である。

イ 判断

国際裁判管轄を決定するにあたっては、当事者間の公平、裁判の適正、迅速及び経済を期するという基本理念に従うべきであり、具体的には訴訟当事者らの公平、便宜そして予測可能性のような個人的な利益のみならず、裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性等のような裁判所ないし国家の利益も共に考慮しなければならないが、このような多様な利益中のいかなる利益を保護する必要があるかについては、個別事件において法廷地と当事者との実質的な関連性及び法廷地と紛争になった事案との実質的な関連性を客観的な基準にして合理的に判断しなければならない(大法院2005年1月27日宣告2002다59788判決など参照)。

これに関する韓国の成文法規もない以上、韓国の民事訴訟法の土地管轄に関する規定もまた上記基本理念によって制定されたものなので、基本的に上記の規定による裁判籍が国内にあるときは、涉外的な事件に関する訴訟に関してもわが国に裁判管轄権があると認めるのが相当である(大法院1992年7月28日宣告91다41897判決など参照)。

一方、旧民事訴訟法(2002年1月26日法律第6626号で改正前のもの)第4条第1項は、法人などの普通裁判籍はその主たる事務所又は営業所により、事務所と営業所がない場合にはその主な業務担当者の住所に適用されると規定し、第2項は第1項の規定が外国法人などの普通裁判籍について大韓民国にある事務所、営業所又は業務担当者の住所に適用されると定めているので、証拠収集の容易性や訴訟遂行の負担など具体的な諸事情を考慮してその応訴を強制することが民事訴訟の理念に照らして非常に不当な結果に至るようになる特別な事情がない限り、その紛争が外国法人の大韓国内の事務所などの営業に関するものではないとしても、わが裁判所の管轄権を認めることが条理に適うといえる(大法院2000年6月9日宣告98다35037判決など参照)。

上記のような法理に照らして本件を見ると、被告は日本法によって成立した日本法人としてその主な事務所を日本国内に置いているが、1987年頃釜山中区中央洞4街53-11所在の東亜日報ビルディング8階に被告の大韓国内業務進行のための釜山連絡事務所を設置し、日本人職員1人をはじめとした5人の職員を置き、原告らが本件訴訟を提起した当時上記釜山連絡事務所が存在しており、しかも本件の請求のうち不法行為による損害賠償請求は、旧涉外私法(1962年1月5日法律第966号として制定され、2001年4月7日法律第6465号として全文改正される前のもの)第13条第1項によって不法行為地の一部である大韓民国の法律を準拠法とすることができ、大韓民国と実質的関連性もあるので、原告らが上記釜山連絡

事務所の所在地管轄の裁判所である第一審裁判所に本件の訴訟を提起した以上、上記釜山連絡事務所が商法の規定による代表者選定や営業所の設置登記をしていないとか、本件訴訟係属中に閉鎖されたという事情、又は従前訴訟ですでに証拠調査を終えたという事情のみでは、大韓民国の裁判所が裁判管轄権を行使することが当事者間の公平や裁判の適正、迅速を害して条理に反すると解することはできない。

したがって、これと異なる前提による被告のこの部分の主張は理由がない。

4 従前訴訟の確定判決の効力（既判力）に関する判断

ア 被告の主張

原告らは日本で本件訴訟と同一の請求原因により従前訴訟を提起して敗訴確定判決を宣告されたところ、上記判決は、大韓国民事訴訟法第217条に定める要件をすべて備え、大韓民国においても効力がある。

したがって、原告らが再び大韓民国の裁判所に提起した本件訴訟は、従前訴訟の確定判決の既判力に抵触する。

イ 判断

(1) 外国裁判所確定判決の承認要件

民事訴訟法第217条によれば、外国裁判所の確定判決は、①大韓民国の法令又は条約による国際裁判管轄の原則上、その外国裁判所の国際裁判管轄が認められること、②敗訴した被告が訴状またはこれに準ずる書面及び期日通知書や命令を適法な方式により防御に必要な時間的余裕をもって送達を受けるか、送達を受取っていないとも訴訟に応じたこと、③その判決の効力を認めることが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反していないこと、④相互保証があること、など4要件をすべて充足すれば大韓民国でその効力が認められ、外国の裁判所の確定判決が上記承認の要件を具備している場合にはこれと同一の訴訟を我が国の裁判所に再び提起することは外国裁判所の確定判決の既判力に抵触することになる。

(2) 本件訴訟が従前訴訟の確定判決に反するか否か。

(ア) 従前訴訟が上記の4要件を満たしているかについて検討するに、まず日本は被告の主たる事務所所在地であるから、従前訴訟が提起された日本国裁判所が上記事件について国際裁判管轄権を持ち、従前訴訟で原告として訴を提起し、敗訴した場合であることが明らかであるので、上記①、②要件はすべて充足されたと言える。

次に④要件に関してみると、相互保証は外国の法令、判例や慣例等により承認の要件を比較して認定されれば充分であり、必ず当事国と条約が締結されている必要はなく、我が国と外国との間で同種の判決の承認の要件が著しく均衡を失わず、外国において定める要件が韓国において

定める要件よりも全体として過重ではなく、重要な点において実質的にほとんど差がない程度であれば相互保証の要件を具備したと解するのが相当であり、当該外国で具体的に我が国の同種の判決を承認した事例がなくとも、実際に承認するであろうと期待できる状態であれば充分であるといえるが（大法院2004年10月28日宣告2002다74213判決など参照）、日本の場合日本民事訴訟法第118条で外国判決の承認についてわが民事訴訟法第217条と同一の内容を規定しているので、相互保証があるいえるから、上記④条件も充足したといえる。

そうであれば外国裁判所の確定判決の承認の要件のうち、上記③要件すなわち、従前訴訟判決の効力を認めるのが大韓民国の善良な風俗やその他の社会の秩序に反するか否かのみが問題となるので、以下で検討する。

(イ) 善良な風俗その他社会秩序違反の意味

上記③要件の「善良な風俗やその他の社会秩序」とは、外国裁判所が大韓民国法令と異なる外国法令を適用して下した判決を承認した結果が大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反する場合であって、外国判決の内容そのもののみでなく、外国判決が我が民事訴訟法の基本原理に反するなど、善良な風俗やその他の社会秩序に反する方法により成立した場合まで含むところ、具体的に「善良な風俗やその他の社会秩序に反する場合」とは㉞同一当事者間の同一事件について大韓民国で判決が確定した後に再び外国で判決が宣告され確定したことにより大韓民国の判決の既判力に抵触する場合（大法院1994年5月10日宣告93다1051、1068判決参照）、㉟再審事由に関する民事訴訟法第451条第1項第6号、第7号、第2項の内容に照らし、被告が判決国法廷で詐欺的な事由（例えば、偽造・変造ないし廃棄された書類を使用したり、偽証を利用すること）があったことを主張できず、又は処罰を受ける詐欺的な行為について有罪判決のような高度の証明がある場合（大法院2004年10月28日宣告2002다74213判決参照）、㊱外国判決の内容自体が善良な風俗やその他の社会秩序に反する場合、などを言う。

従前訴訟の確定判決は本件訴訟が係属中に行われたものあり、他にこれに再審事由があると見るべき如何なる証拠もない本件において、従前訴訟の確定判決が上㉞、㉟の場合に該当する余地はないので、結局㊱の場合、つまり日本国裁判所で行われた従前訴訟の確定判決の内容自体が善良な風俗やその他の社会の秩序に反するか否かのみが問題となる。

(ウ) 従前訴訟の確定判決の内容

前記の乙13、14号証の各1、2の各記載に弁論の全趣旨を加えてると、原告は本件と同一の請求原因により被告を相手に従前訴訟を提起し、これに対して被告は除斥期間経過、消滅時効完成または請求権協定によって原告の請求権は消滅したという趣旨の主張をしたが、第1審の広島地方裁判所は1999年3月25日、「①国際法ないし国際慣習法違反を原因とした請求については原則的に私人が国際法の主体である国家を相手に直接具体的な請求をすることができず、他に各条約など国際法により私人が国家を相手に直接請求をすることができるという具体的な手続き規定がなく、原告らが主張するような国際慣習法の存在も認められず、②強制連行と強制労働など不法行為を原因とした損害賠償請求については原則的に原告らが帰国した1945年9月から日本民法第724条後段に規定された20年の除斥期間^{vii}が経過して請求権が消滅し（原告の主張にしたがい韓国原爆被害三菱徴用者同志会が結成されて被告人と交渉を開始した1974年8月頃から起算したきしても1994年8月頃に除斥期間が経過した）、③安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求についてはこれに関する具体的な主張・立証がなく、④未払い賃金などの請求については起算点を前記のように1974年8月と解しても、この部分の請求を賃金請求と解すると、遅くとも日本民法第174条第1号によって1年の消滅時効が、これを預託金返還請求と解しても日本民法上10年の消滅時効が各完成した」などの事由をあげて原告らの請求をすべて棄却した事実、控訴審である広島高等裁判所も2005年1月19日国際法ないし国際慣習法違反を原因とした損害賠償請求に対しては概ね第1審判決と同じ見解を表明し、「①強制連行と強制労働などについては当時の法令による徴用行為そのものを直ちに違法行為と解することはできないが、強制連行と強制労働の過程で国民徴用令が定めた範囲を逸脱した違法行為をしたことにより不法行為が成立する余地があり、②原子爆弾投下後の救護措置の不履行又は安全帰国義務違反の点についても、従前会社が被徴用者である原告らに対し信義則上の安全配慮義務を負担しているにもかかわらず、原子爆弾が投下された後、原告らの救護や保護のためのいかなる措置も講じなかったのみならず、食事なども与えず、原告らを放置した点、その後工場の稼動が不可能になり、1945年8月15日には戦争も終わって徴用を継続する必要がなくなったにもかかわらず、原告らを帰国させたり原告らが自ら帰国することにも協力しなかった点などに照らして安全配慮義務違反が認定さ

れたことにより、これを原因とした損害賠償責任が認められ(ただし、前記の事情のみでは従前会社の不法行為責任を直ちに認めることはできない)、③未払賃金などについても具体的な金額は不明であるが、未払賃金相当額及び貯金額を支払う義務があると判断しながらも、不法行為を原因とする損害賠償請求権は20年の除斥期間経過により、安全配慮義務違反(債務不履行)を原因とする損害賠償請求権や未払賃金などの支払い請求権は、韓日間の国交が回復された1965年又は遅くとも補償交渉が始まった1974年8月から起算して最長10年の消滅時効が完成した」などの^{viii}事由により原告らの控訴をすべて棄却し、2007年11月1日原告の上告が全て棄却されことによって上記判決が確定した事実が各認定される。

(エ) 判断

1) 準拠法の決定

旧涉外私法第9条は「法律行為の成立及び効力については当事者の意思により適用する法を定める。しかし、当事者の意思が明らかでない場合には行為地法による」と規定し、第13条第1項は「事務管理、不当利得又は不法行為によって生じた債権の成立及び効力はその原因となる事実が発生したところの法による」と規定している。

まず、不法行為による損害賠償請求について検討すると、旧涉外私法第13条第1項で規定する「その原因となる事実が発生したところ」とは、不法行為の行為地のみではなく損害の結果発生地も含むとされるところ(大法院2008年4月24日宣告2005다75071判決など参照)、原告らが主張する従前会社の強制連行と強制労働などの不法行為は大韓国内の原告ら各自の居住地域から日本国内の広島に至るまでの一連の継続された過程で発生したものであるから、実際の行為地として大韓民国法のみでなく日本法も準拠法になり得ると言える。

次に未払賃金請求について検討すると、原告らは従前会社との間に勤労契約関係が成立したことを前提にその未払賃金などの支払いを求めており、旧涉外私法第9条により勤労契約の当事者の間に準拠法選択に関する明示的な合意がない場合においては勤労契約に含まれる準拠法以外の他の意思表示の内容や訴訟行為を通じて現れた当事者の態度などを元に当事者の黙示的意思を推定するべきであり、そのような黙示的意思を推定することができない場合にも当事者の国籍、住所など生活の本拠地、使用者である法人の設立準拠法、労

務給付地、職務内容など、労働契約に関する様々な客観的事情を総合してみる時、労働契約当時当事者が準拠法を指定していたとするなら選択したと判断される仮定的な意思を推定して準拠法を決定しなければならないが（大法院2004年6月25日宣告2002456130、56147判決など参照）、前記の事実関係に照らして認められる①労働契約関係が成立する当時は日本による韓半島の強制占領期であり、これによって韓半島にも日本法が適用されていた点、②行為地（労働地）が日本であり使用者である従前会社の設立準拠法も日本法であるのに対し、原告らが韓国人であるということ以外には大韓民国と実質的関連性はない点（賃金もまた日本貨幣により支払われた）、③原告らの労働の内容も日本が戦争を遂行するのに必要な軍需物資を生産することに主に集中されていたものとみられる点、④原告らが従前訴訟において日本法を準拠法として適用することに何ら異議がなかったことなどに照らしてみると、原告らと従前会社は労働契約を締結するにあたって日本法を準拠法と定めたことと解するのが相当であり、安全配慮義務違反（債務不履行）による損害賠償請求も同様に、元来の債権契約の準拠法に従うべきである。

したがって、原告の従前訴訟における主張に関する準拠法は不法行為については大韓民国法又は日本法、その他の請求については日本法になるといえる。

2) 従前訴訟の確定判決の承認可能性

日本国裁判所が従前訴訟で日本法を適用し、除斥期間経過または消滅時効完成などを理由に原告の請求をすべて棄却した事実は前記のとおりであり、日本法上不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間3年は大韓民国法の短期消滅時効期間と同一であり、除斥期間20年はそれ自体大韓民国法の長期消滅時効期間10年より長く、少なくとも不利と見るだけの如何なる根拠もなく、債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効期間10年も大韓民国法と同一である点（ただし日本法上賃金請求の消滅時効期間は1年で大韓民国法上の3年より短い）、これについて一般債権の消滅時効期間10年を適用したとしても、すでに消滅時効が完成されたという点は変わらない）、日本国裁判所が原告の請求権が請求権協定によってすべて消滅したと判断したのは、付加的な^{ix}判断であるうえ、これはあくまで法律的判断の問題にとどまり、政治的・歴史的観点から判断する問題ではないとみられる点、控訴審の判決で徴用による不法行為による損害賠償請求が認められる余地があり、安全配慮義務違反によ

る損害賠償請求権や未払賃金などの存在自体は認められた点などに照らしてみると、従前訴訟の確定判決を承認することが大韓民国の「善良な風俗やその他の社会秩序」に反するとは言えず、過去日本が韓半島を侵奪して支配し被害を与えるなど、両国およびその国民の間に過去の歴史に対する評価が分かれるのみならず感情も良くないという事情のみによって別異に解することはできない。

(オ) 原告らの主張に対する判断

1) 主張

ア) 日本国裁判所は従前訴訟において日本の韓半島の強制占領が法的に有効であり、原告等を強制連行した国民徴用令などが合法的な公権力の行使であるという前提で判断したが、このような判決を承認することは、3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の法統を継承した大韓民国憲法の精神に反するので、日本法は準拠法ではありえない。

イ) 従前会社の不法行為は人道に反する戦争犯罪の一環で行われたものなので、時効制度が適用されず、たとえ時効制度が適用されるとしても、大韓民国と日本国との国交断絶、その後国交樹立と同時に締結された請求権協定の存在、大韓民国の国民の対日民間請求権を消滅させた日本国内法第144号の施行など、法律上の障害事由により原告の本件の損害賠償債権の消滅時効が進行しないうちに、請求権協定関連文書が全面公開された後、大韓民国政府の法的意見が表明されたことによって責任主体に対する権利行使が実質的に可能になった2005年8月26日（または本件訴提起の日である2000年5月1日）になって初めて進行することになったので、未だ消滅時効は完成せず、これまで原告らの絶え間ない賠償請求に対して被告が今まで見せてきた態度に照らして被告人が消滅時効完成の抗弁をすることは信義則や権利濫用禁止の原則にも違反するところ、日本国裁判所がこのような被告の抗弁を受け入れ原告の請求を棄却した従前訴訟の確定判決が我が国で承認されてはならない。

ウ) 従って、従前訴訟の確定判決の既判力が認められない以上、被告のこの部分の主張には理由がない。

2) 判断

ア) 従前訴訟の確定判決の承認が憲法精神に反しているか否か
前述のとおり旧涉外私法によっても日本法が準拠法になる可能性があるうえ、日本国裁判所が準拠法とした日本法が規定する除

斥期間又は消滅時効期間が大韓民国法のそれより不利と見る理由がないので、原告らが主張する事由のみでは日本国裁判所が日本法を準拠法として適用して判断した従前訴訟の確定判決を承認することが、大韓民国の憲法精神に適合しないと解することはできない（たとえこれに反し大韓民国法を準拠法として適用したとしても、後記のように原告らの本件請求はすべて消滅時効が完成したことは同様である）。

イ) 消滅時効制度の適用の可否について

大韓民国法を準拠法として適用するという前提で原告らの主張について検討すると、まず本件損害賠償債権が従前会社の反人道的な戦争犯罪と関連した損害賠償債権であるという事情のみでは、このような債権について例外的に消滅時効の適用を排除することには何の根拠もない。

したがって、原告の本件の損害賠償債権も消滅時効制度が適用されるものであり、特別な事情がない限り上記債権は大韓民国法によっても違法行為をした日から10年間これを行わない場合、時効によって消滅するから（民法第766条第2項）、原告らが主張する本件不法行為があった日からはもちろん、被告の主張のようにその後大韓民国と日本国の国交が正常化された1965年6月22日から起算しても、本件訴がそれから10年を経過した後の2000年5月1日提起されたことが記録上明らかであるので、原告らの本件の損害賠償債権は訴提起以前にすでに消滅時効が完成したと解さざるを得ない（一方、原告らの主張自体によっても原告らをはじめとする在韓被爆者たちは日本との国交が樹立された直後の1967年ごろから社団法人韓国原爆被害者援護協会を設立し、1974年にその下部組織に韓国原爆被害三菱徴用者同志会を設立し、同年8月頃その会員たちが被告を訪問して強制徴用による賠償金や未収金の支払いを求めたというのであるから、原告らは遅くともそのころには本件損害賠償債権を行使できたと解されるので、そのときから起算してもすでに10年の消滅時効が完成したことは同様である。そのみならず、未払賃金等に関する請求権も3年または最長10年の消滅時効が完成して消滅した）。

消滅時効は客観的に権利が発生してその権利を行使できる時から進行しその権利を行使できない間は進行しないが、ここで「権利を行使できない」場合というのは、その権利行使に法律上の障

害事由、例えば期間の未到来や条件不成就等がある場合をいうのであり、事実上権利の存在や権利行使の可能性を知ることができず、知ることができなかつたことに過失がないとしても、このような事由は法律上の障害事由に該当しないとされるが（大法院2006年4月27日宣告、2006다1381判決等参照）、これまで請求権協定第2条及びその合意議事録の規定について韓国政府の国民に対する外交的保護権のみを放棄したのか、あるいはわが国民の日本国または日本国民に対する個人的損害賠償請求権も放棄されたのかについて議論が行われてきており、原告らが上記請求権協定の明確な意味を知らずにそれらの権利を行使することができないと信じたとしても、上記のような請求権協定の存在または対日民間請求権の消滅を規定した日本国内法の制定・施行があったという事情のみで原告らの権利の行使を阻止する法律上の障害事由があったとはいえないので、原告らの本件の損害賠償債権に対する消滅時効の起算点を2005年8月26日とは解し難い。

さらに、債務者が消滅時効完成を主張することが信義則に反して権利濫用として許されない場合とは、債務者が時効完成前に債権者の権利行使や時効中断を不可能または著しく困難にさせたり、そのような措置が不必要だと信じさせるような行動をしたり、客観的に債権者が権利を行使することができない障害事由があったり、またはいったん時効が完成した後に債務者が時効を援用しないような態度をとり権利者をしてそのように信頼させたり、債権者保護の必要性が大きく、同じ条件の他の債権者が債務の弁済を受領するなどの事情があり債務履行の拒絶を認めるのが著しく不当であるとか不公平である等の特別な事情がある場合に限るとされるが（大法院2005年5月13日宣告2004다71881判決など参照）、原告らの主張のように、被告が大韓民国や日本国との国交が樹立される前までは「国交樹立時まで待とう」と言ったり、国交樹立後には直接的な賠償義務は否定しながらも「他の企業が被徴用被害者らに対して補償する動きを見せれば、原告にも誠意を見せる」という態度を見せたという事情のみで被告が消滅時効が完成した後も時効を援用しないような態度を見せて原告等にもこれを信頼させた見ることは難しく、原告の本件損害賠償債権が反人道的な戦争犯罪に関連した損害賠償債権であるという理由のみで被告の消滅時効完成の抗弁自体が権利濫用に該当すると

解することもできない。

ウ) 結局、原告らのこの部分の主張は受け入れることができない。

(カ) 小結論

したがって、日本国裁判所の従前訴訟の確定判決は大韓民国でその効力が承認されると言えるので、本件請求が従前訴訟の請求と同一である以上、本裁判所としては既判力によってこれと矛盾した判断ができないので、原告らの請求はさらに検討するまでもなく理由がない。

5 結論

そうであれば、原告らの本件請求は理由がなく、これをすべて棄却するところ、第1審判決はこれと結論を同じくして正当であるので、原告らの控訴は理由がなく、これをすべて棄却することとして主文の通り判決する。

判事イスンヨン (裁判長) ムンチュンオン グォンキチョル

i 請求権協定の過程で、韓国政府は、対日請求要綱と関連して日本に計12億2,000万ドルを要求したが、そのうち、被徴用者と関連した金額は3億6,000万ドル程度である。

ii 次に掲げる大韓民国又はその国民の財産権であって、協定第二条の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、1965年6月22日において消滅したものとする。(但書省略)

一 日本国又はその国民に対する債権

二 担保権であって、日本国又はその国民の有する物又は債権を目的とするもの

iii 第五条第1項、大韓民国国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない。第2項前項の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度などの決定に必要な事項は別に法律で定める。

iv この法の規定による申告対象の範囲は1947年8月15日から1965年6月22日まで日本国に居住したことがある者を除く大韓民国国民が1945年8月15日以前に日本国及び日本国民に対して有していた請求権等であって次の各号に掲記するものとする。

9 日本国により軍人、軍属又は労務者として召集又は徴用され1945年8月15日以前に死亡した者

v 2007年7月3日開かれた国会で可決され、同月20日行政部に移送されたが、大統領が同年8月2日法律案拒否権を行使して再議を要求し、つづいて同年11月23日開かれた国会で再議決したが、否決された。

vi 原告らはこの訴訟で日本国と菱重重工業株式会社も被告にしているが、第1審で原告の請求が全て棄却された。控訴審で被告日本国については「日本政府が被爆者健康手帳の交付を受けた被爆者が日本領域を越えて居住地を移した場合には『原爆特別措置法』を適用しないという趣旨の厚生省公衆衛生局長が1974年7月22日衛発第402号(通達402号)を作成、発表し、これを各都道府県の知事と広島や長崎市長あてに発送するなどの行政措置を取ったのは違法だ」などの理由により原告らに各慰謝料100万円と弁護士費用20万円、これに対する遅延損害金の支払いを命じる一部勝訴判決が宣告された(これに対する原告らの上告は、不受理決定を受けた)。

一方、菱重重工業株式会社については、被告に対するのと同じ理由、つまり除斥期間の経過または消滅時効の完成などを理由に原告の控訴棄却の判決を言い渡された(これに対して原告らが上告したが、上告棄却された)。

vii 日本の民法第724条は違法行為について前段に3年の短期消滅時効を、後段に20年の除斥期間を規定している。

viii 付加的に請求権協定によって原告の請求権は消滅したという趣旨でも判断した。

ix ただし、最高裁判所はこれに関する上告理由についてのみ判断した。